

○浜松医科大学大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程学位論文審査実施要項

制 定 令和6年10月29日要項第59号

この要項は、浜松医科大学学位規程（平成16年規程第75号。以下「規程」という。）第27条の規定に基づき、看護学専攻博士後期課程の博士の学位（以下「学位」という。）に係る学位論文審査の実施について必要な事項を定める。

第1 課程修了による学位論文審査の申請

1 申請者の資格

規程第5条第1項の規定に基づき学位論文審査の申請をすることができる者は、浜松医科大学大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得した者又は3月31日までに期間・単位ともに満たす予定の者で、かつ必要な研究指導を受けた者とする。

2 申請の時期

- (1) 学位論文審査の申請締切時期は12月下旬とする。ただし、別に定める要件を満たす場合は、この限りでない。
- (2) 前項において規定する申請の時期までに学位申請できずに単位修得退学する場合は、研究生規程（平成16年規程第81号）第22条に規定する大学院継続研究生として入学のうえ学位申請を行うことができる。
- (3) 大学院継続研究生における学位授与の日については、大学院看護学専攻教授会において学位授与が可とされたときは、その翌日をもって学位記授与の日付とする。

3 申請のための提出書類

学位論文審査を申請する者（以下「論文申請者」という。）は、次に掲げる書類を主指導教員等の承認を得て、学務課に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（別記様式第1） 1部
- (2) 論文目録（別記様式第2） 1部
- (3) 学位論文 4部
- (4) 学位論文要旨（別記様式第3） 1部

第2 学位論文

- 1 学位論文は、中間審査の承認を経た論文とする。
- 2 学位論文は、原則として次に掲げる事項を満たす査読付きの学術誌に原著論文として掲載（電子媒体による掲載を含む。以下同じ。）された論文又は掲載が予定されている論文とする。
 - (1) 英文誌の場合、MEDLINE 又はWeb of Science のSCIE に収載されている学会誌
 - (2) 和文誌の場合、日本学術会議協力学術研究団体である学会の学会誌
- 3 学位論文が共著の場合は、論文申請者が筆頭著者であること。
- 4 学位論文は、英語論文であることが望ましい。
- 5 副論文は必須としない。
- 6 学位論文は、原則として掲載後5年以内であること。
- 7 掲載が予定されている学位論文は、雑誌の編集委員会等による掲載を前提に受理されたことが確認できる書類があれば、掲載論文とみなすことができる。
- 8 第1項から第6項に該当するか否か不明の場合又は疑義がある場合は、疑義の生じた時点で大学院博士後期課程（看護学専攻）部会において協議する。

第3 審査

1 学位論文の受理

学長は、学位論文を受理したときには、大学院看護学専攻教授会に審査を付託する。

2 審査委員の選出

- (1) 大学院看護学専攻教授会は、学長から学位論文の審査を付託された場合は、論文申請者ごとに看護学専攻博士審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- (2) 審査委員会は、研究指導資格を持つ教授2人以上を含む教授または准教授3人以上で構成する。大学院看護学専攻教授会が必要と認めた場合は、本学大学院の他専攻、他の大学院又は研究機関の教員等を審査委員に加えることができる。
- (3) 審査委員会に主査を置き、主査及び副査は大学院看護学専攻教授会で決定する。主査は教授とする。主指導教員、副指導教員及び学位論文の共著者は審査委員には選出できない。

3 学位論文審査及び専攻分野の試験

- (1) 審査委員会は、学位審査にあたり、公開の論文発表会を行うものとする。
- (2) 学位論文審査における審査基準は次のとおりとする。
 - ア 研究課題に関する背景と目的が明確にされていること。
 - イ 研究方法が目的の達成にとって的確であること。
 - ウ 先行研究の評価や事実調査が的確であり、研究の学術的又は社会的位置付けが明示されていること。
 - エ 得られた結果に基づく結論が論理的に導かれていること。
 - オ 論文の内容に新規性、独創性若しくは有用性を含み、学術的意義、社会的意義又は実践的・社会的意義が見出だせること。
- (3) 試験は、学位論文を中心として、関連分野についての口述試験または筆記試験によって行う。
- (4) 審査委員会は、学位論文の審査及び試験終了後、「学位論文内容の要旨」並びに「審査結果の要旨及び試験結果の要旨」に学位授与の可否に関する意見を添えて、大学院看護学専攻教授会に所定の様式により報告するものとする。
- (5) 審査期間中の学位論文は、学務課において閲覧に供するものとする。

4 学位授与の可否の議決

大学院看護学専攻教授会は、審査委員会からの報告に基づき、学位授与の可否を決議する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第1(第1関係)

学位論文審査願

[別紙参照]

別記様式第2(第1関係)

論文目録

[別紙参照]

別記様式第3(第1関係)

学位論文要旨

[別紙参照]

年 月 日

浜松医科大学長 殿

年度入学

専攻

氏名

(自署または押印記名)

学位論文審査願

浜松医科大学学位規程第10条第3項の規程により関係書類を添えて申請しますので審査願います。

指導教員承認印	
---------	--

受付年月日	年 月 日
受付番号	第 号

副指導教員承認印	
----------	--

論文目録

報告番号	第号	氏名	
主論文			

論文内容要旨

No.1

看護学専攻	氏名	
論文題目		
[はじめに] [材料ならびに方法] あるいは [患者ならびに方法] [結果] [考察] [結論]		

